

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第 3 2 5 会計隊長 渡邊 敬明

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6LWG1SS00900		6MP81AL2574 0001				81				
品名 または 件名										
駐屯地樹木伐採役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST							0	7	
納地または工事場所				引 渡 場 所						
真駒内駐業				真駒内駐屯地						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
業務隊管理科 橋本技官（内３９２１）				令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書、標準契約書及び入札心得等については、真駒内駐屯地第 3 2 5 会計隊契約班に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年10月1日（木）10時00分 真駒内駐屯地 第325会計隊

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお未成年、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、「役務の提供」の登録格付「A、B、C、D」等級の者
 - エ 付紙第 1 「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
 - オ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - カ 「入札及び契約心得」を厳守しているもの。
 - キ 現地確認を行った者であること。
- (2) 適用条項
- 本入札に関して、「駐屯地用標準契約書」の役務請負契約条項、特約条項として談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項を付する。
- (3) 入札の場所及び日時
- ア 場所：陸上自衛隊真駒内駐屯地 第 3 2 5 会計隊 入札室（0 9 時 4 5 分から入室可能）
 - イ 日時：令和 8 年 1 0 月 1 日（木）1 0 時 0 0 分～
- (4) 保証金等に関する事項
- ア 入札保証金は免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。）
 - イ 契約保証金は免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。）
- (5) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ 入札開始時刻に遅れたものによる入札
ウ 入札に関する条項に違反した入札
エ 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
オ 電報・電話・FAXによる入札
カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 郵便入札による提出要領
ア 入札書は、「(入札の件名) 入札書在中」と明記し小封筒の中に入れて封印をする。
イ 上記(1)の入札書が入った小封筒と資格審査結果通知書(写)を郵便用封筒に入れて、令和8年9月30日(水)の17時00分までに真駒内駐屯地第325会計隊契約班に必着するよう送付するとともに、郵送した旨を第11項の問い合わせ先に通知すること。
ウ 郵便入札に万全を期すのであれば入札心得等を確認し、配達証明の郵便を活用する等、発送者の責任において到着の確認をするものとする。
- (7) 落札決定方式
ア 総額が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
イ 落札決定に当たって、入札書に記載された総額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込みで見積もった当該金額に関しては110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする)を入札書に記載すること。
- (8) 契約書の作成
契約金額(落札金額に消費税相当額(10%)を加算した額)が100万円以上250万円未満となった場合は請書を、250万円以上となった場合は契約書を作成する。
- (9) その他
ア 契約の成立時期については、契約書等を作成した場合については、双方が記名押印したときとする。また、契約書等の作成を省略した場合については、入札日とする。
イ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書(写)及び「建設業許可を証明する書類(写)」を提出すること。
ウ 入札に参加する者は次の文面を宣誓し、入札書に記載するものとする。
「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
オ 初度の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。
ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は別示する。
カ 入札書には必要事項(品名、数量、金額、納期、納地、入札者の住所氏名及び※押印、宣誓に関する文面)を記載すること。※押印を省略する場合は、担当者氏名、連絡先を記載すること
キ 本入札は、郵便入札を推奨する。
ク 現地を希望する者については、(10)イで示す担当者へ事前連絡をすること。
ケ 現地確認期間は、令和8年9月16日(水)～令和8年9月30日(水)(平日のみ)0830～1600とする。
- (10) 入札等に関する問い合わせ先
ア 入札に関する事項
〒005-8543
札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班 (担当:早坂)
TEL 011-581-3191(内線3341) FAX 011-581-2569
イ 仕様書の内容に関する事項
札幌市南区真駒内17番地 陸上自衛隊真駒内駐屯地 真駒内駐屯地業務隊理 管理科 (担当:橋本)
TEL 011-581-3191(内線3921)
- (11) 公告掲示場所及び期間
ア 掲示場所: 真駒内駐屯地第325会計隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
イ 掲示期間: 令和8年9月16日～令和8年10月1日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。